

互助会から

今年度退職される方へ！思いでづくりの旅補助金

退職年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日の間）に家族と1泊以上の旅行をした場合、2万円を補助します。

61歳での定年退職及び55歳以上で退職する方が対象です。



提出書類

1 思いでづくりの旅補助金請求書

所属事務担当者にお申し送り、「共済・互助会システム」で作成していただきます。

2 宿泊先又は旅行会社の2万円以上の領収書（原本）

人数及び宿泊費の支出が確認できるもの（領収書で確認できない場合は領収書と行程表を添付）。

Q&A

Q. 交通費だけで2万円以上の領収書がありますが、補助をもらえますか。

A. 宿泊したことを確認する必要があるため、宿泊費の領収書も提出してください。交通費だけでは補助金は給付されません。

Q. インターネットで旅行の申し込みをし、クレジットカード決済をしたため、宿泊先からの領収書が発行されませんでした。補助をもらえますか。

A. クレジットカード決済をした時にパソコンの画面に表示される領収書（宿泊の内容も記載されているもの）を提出してください。

Q. 領収書はレシートでもいいですか。

A. 会員氏名、金額、宿泊したことがわかる内容が記載されているものであれば、レシートでも補助できます。内容に不足がある場合は、別途旅行の行程表など、宿泊費を支出したことが確認できるものを添付してください。

Q. フルタイムの再任用、育児休業代替職員や臨時的任用職員は給付の対象になりますか。

A. 退職する年度の旅行であれば対象になります。ただし、過去に給付を受けていない場合に限りです。

令和7年度「育英・生活年金事業」の更新及び新規加入の募集案内

- ★1年契約の団体生命保険です。（保険期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）
- ★死亡又は高度障害になられたとき、保険金をお支払いします。
- ★掛金（1口880円（令和6年度））は、毎月給料の口座から控除します。
- ★1口の掛金に対する保険金額は400万円で、本人は5口、配偶者は2口まで加入できます。
- ★保険金は、一括又は年金形式で長期にわたり受け取ることができます。
- ★毎年、余剰金に応じて配当金が還付されます。

※詳細は、9月下旬ごろ別途通知いたします。

10月中旬から教職員互助会が委託する生命保険会社の職員が、皆様の職場にお伺いします。既に加入している方は継続を、未加入の方はぜひこれを機会に加入をご検討願います。令和6年度末に退職される方は、退職と同時に脱退することとなります。（定年退職の場合は脱退手続きは不要）